

# 健康保険証が 2024 年 12 月 2 日に廃止されます

健康保険証は 2024 年 12 月 2 日をもって廃止され、マイナ保険証に一本化されることになりました。

よって、同日以降は健康保険証の新規交付、再発行を行うことはできませんので、ご注意ください。

マイナ保険証には、「受診のたびに、医療費が節約できる」「手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払いを免除される」「過去のお薬情報や健診結果などが確認できる」といったメリットがあります。まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ添付資料をご覧ください、ご登録をお願いいたします。

→「医療機関の受診はマイナ保険証で」(PDF)

※健保連のリーフレットもしくはからびた記事の修正版を使用

(注) なお、現行保険証の経過措置としては以下の取り扱いがあります。

- ・ 2024 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・ 2024 年 12 月 1 日の時点でお手元にある有効な保険証は、12 月 2 日以降、最長 1 年間（来年 12 月 1 日まで）使用可能です。

## 健康保険証は、2024年12月2日に廃止されます

# 医療機関等の受診は マイナ保険証で!!

現行の健康保険証は2024年12月2日に廃止され、同日以降を交付日とする健康保険証の新規・再発行は行われません。マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証利用の申込手続きが済みでない方は、すみやかに申請・登録を行いましょ。 ※マイナ保険証とは健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカードを指します。

### マイナ保険証のメリット

データに基づく適切な診断や処方が可能!	各種手続きも簡単・便利!
※本人が閲覧した場合のみ	
● 特定健診や診療情報を医師と共有でき、重複検査などのリスクが減少する	● 転職・転居などによる保険証の切替や更新が不要に ※保険者が変わる場合は手続きが必要
● 薬剤情報を医師や薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬投与などのリスクが減少する	● 手続きなしで、高額な窓口負担が不要に
● 旅行先や災害時などでも、薬の情報等が連携される	● マイナポータルで、過去の健診・薬剤の処方・医療費の閲覧や医療費控除の手続きができる

### マイナ保険証の申請はカンタン

マイナンバーカードを保険証として使用するには申し込みが必要です。

#### ● スマホから

**STEP 1** 「マイナポータル」をインストールし、起動する

**STEP 2** 「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」をタップする

**STEP 3** 利用規約等を確認・同意する

**STEP 4** マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードを読み取る

#### ● 医療機関・薬局の顔認証付カードリーダー

受診時に申込OK

#### ● セブン銀行 ATM

マイナンバーカードをかざし、4桁の暗証番号を入力

#### マイナ保険証がないと保険診療が受けられなくなるの？

健康保険証廃止後、発行済みの健康保険証を最大1年間（但し有効期限が到来する場合は有効期間まで）使用できる経過措置が設けられています。

オンライン資格確認を受けることができない方には、氏名・生年月日、被保険者等区分・番号、保険者情報等が記載された「資格確認書」を交付する予定です。「資格確認書」があれば、自分の属、これまでどおり保険診療を受けることができます。

〔資格確認書の交付対象者〕  
自分の属、下記の方については本人の申請によらず健康組合などの各保険者が交付します。

- ・ マイナンバーカードを取得していない方
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方、マイナンバーカードを返納した方 等

〔資格確認書の有効期間〕 5年以内で各保険者が設定します。  
〔資格確認書のサイズ、材質〕 サイズはカード型、はがき型、A4型から、材質は紙かプラスチックから、各保険者が選択します。

#### マイナンバーカードに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

# 0120-95-0178

平日 9時30分～20時 土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）  
紛失・盗難などによる一時利用停止は24時間365日受付

マイナンバーカードの申請はこちから  
地方公共団体 情報システム機構

マイナンバーカードの健康保険証利用について  
厚生労働省